

海外経済要録

国際機関

◇ IMF・C-20、国際通貨制度改革に関するコミュニケおよび「通貨制度改革概要」を公表

「国際通貨制度改革および関連事項に関するIMF総務会委員会」(C-20)は、6月12、13日の両日ワシントンで本委員会最後の会合(C-20の設置は72年7月28日、第1回会合は同年9月28日)を開催、コミュニケおよび当面行われるべき諸措置に関する付属文書を公表、次いで14日には、過去約1年8ヵ月にわたる検討の結果をとりまとめた「通貨制度改革概要」を公表した。

コミュニケおよび「通貨制度改革概要」の主な内容は次のとおり。

1. コミュニケ

- (1) 「国際通貨制度改革および関連事項に関するIMF総務会委員会」(C-20)は、第6回かつ最終回の会合を1974年6月12日、13日にワシントンで、アリ・ワルダナ・インドネシア蔵相を議長として開催した。本会議にはヨハネス・ウィッテフェーンIMF専務理事のほか、ガマニ・コレア UNCTAD 事務局長、フレデリック・ボワイエ・ド・ラ・ジロディ E C 通貨問題局長、ベネラルール B I S 総支配人、エミール・バン・レネップ O E C D 事務局長、オリバー・ロング G A T T 事務局長およびデニス・リケッド世銀副総裁も参加した。
- (2) 委員会は国際通貨制度改革の作業を終了し、当面の行動計画を合意し、かつ現下の国際通貨情勢に由来する主要問題を審議した。
- (3) 当面の行動計画は以下のとおりである。
 - (a) 授与された範囲内で決定権限を有する執行委員会を協定改正により設立するまでの間、勧告的役割を果たす暫定委員会を設立すること。
 - (b) 調整過程の緊密な国際的合意と監視のための、IMFの手続を強化すること。
 - (c) 変動為替相場制度運営に関するガイドラインを設立すること。
 - (d) 石油輸入価格上昇による当初の打撃に加盟国が対処するのを援助するためのしくみをIMF内に設立すること。
 - (e) 国際収支上正当であるということがIMFによって認められないかぎり、貿易その他の経常取引に関する措置を国際収支上の理由で導入したり強化した

りしないことを、各国が自発的に誓約するための規定を設けること。

- (f) 国際流動性の管理のための、IMF手続を改善すること。
- (g) 改革に関する合意された目標に照らし、IMFにおいて、金についての取決めを国際的にさらに検討すること。
- (h) 通貨のバスケットに基づくSDRの価値決定の方法および当初5%のSDR金利を経過期間中採用すること。
- (i) 発展途上国がより長期の国際収支金融を受けられるようIMFの拡大信用供与手段を早期に立案し、採用すること。
- (j) 開発援助とSDR配分との間にリンクを設けることの可能性と実施方法につき、理事会による協定改正案の準備と並行して、暫定委員会が再考慮を行うこと。
- (k) 発展途上国への実物資産の移転に関する幅広い問題の検討を進め実施手段を勧告するため、IMFと世銀合同の大臣レベルの委員会を設立すること。
 - (1) 暫定委員会がさらに検討し、場合によっては総務会に対し適当な時期に勧告するため、理事会が協定改正案を準備すること。
- (4) 委員たちは多くの国におけるインフレーションの高進に重大な関心を表明した。委員たちは深刻な社会的、経済的、かつ財政的問題を避けるとともに、インフレーションと戦うためより強力な行為が緊急に必要であることにつき合意した。委員たちは、国際通貨に関する諸取決めがこの問題を抑えることに役だちうるものの、インフレーション回避の主な責任は各国政府にあることを認めた。委員たちは、この目的のため適切な財政、金融およびその他の政策を採択するという決意を確認した。討議において、委員たちは、GATTの枠組みの中での多国間通商交渉が優先度の高い事項と考慮すべきことを強く勧告した。
- (5) 委員会は、インフレーション、エネルギー情勢およびその他の不安定な状況の結果、多くの国が大幅な経常収支赤字を経験しており、それが金融を必要としていることに留意した。委員会は、民間金融市場の円滑な機能を害することなく適切な金融を確保すること、および単に問題を他国へ移転されるだけの調整措置がとられる危険を避けるため、永続的な協力が必要であることを認めた。最も厳しく影響を受けた発展途上国の緊急の困難に、特別の注意が払われた。このため委員たちは、利用可能な資源を持つすべての国と各種開

発金融機関とに対し、こうした国々への緩和された条件での金融的援助を増大するためあらゆる努力を払うよう強く要請した。

(6) 国際通貨制度改革の作業を終えるにあたり、委員会は本作業に関する最終報告を改革概要とともに、総務会に送付することを合意した。これらの書類はまもなく公表される。

2. 「通貨制度改革概要」の主要内容

本概要は、C-20における将来の国際通貨制度についての議論の結果と同委員会が将来進展していかうと考えている大筋の方向を記録した第I部(新制度)、直ちに実施するようC-20が合意した諸点に関する第II部(当面の措置)およびいまだ合意に達していない事項についてのC-20での討議の内容を代理会議議長と副議長がとりまとめた付属文書から成っている。「通貨制度改革概要」の構成は次のとおり。

第I部 新制度

序論

国際収支の調整

為替相場のメカニズム

規制

かく乱的資本移動

交換性、コンソリデーションと通貨準備の管理

主要準備資産

発展途上国のためのSDRリンクおよび信用供与手段

IMFの機構

第II部 当面の措置

付属文書

1. 準備指標：運営規則
2. 強制措置：形態と発動の方式
3. 為替変動幅および介入：運営規則
4. 特別の状況下での変動相場：運営規則
5. 公的保有通貨残高の管理：運営規則
6. 弾力性：信用供与以外の形態
7. 代替勘定：運営規則
8. SDRの配分および消却：運営規則
9. SDRの価値の決定方法：運営規則
10. 発展途上国に対する特例

◇ IMF理事会、オイル・ファシリティの設置を決定

IMF理事会は6月13日、石油価格上昇による加盟国の国際収支赤字のファイナンスに資するため、オイル・ファシリティを設置することを決定した旨を発表した。本ファシリティは、ウィットフェーンIMF専務理事

がC-20ローマ会議で提唱した暫定的かつ補完的融資制度の設立(2月号「要録」参照)につき今回のC-20会議において合意が成立し、正式に発足(コミュニケ(3)(d)参照)することとなったものである。概要は次のとおり。

(1) 目的

今回の石油および同製品の価格上昇によるIMF加盟国の国際収支赤字ファイナンスを援助するため、1975年12月末までの期間、当該加盟国に通常の引出しとは別に特別の引出権限を認める。

(2) 加盟国の引出限度額算定方式

限度額は、①石油価格上昇による石油支払代金の増加額(注1)－(73年末対外準備高－輸出分散値(注2))×10%、②加盟国のクォータの75%、のいずれか小さい方とする。ただし、IMF理事会が別途決定する(74年9月15日以前に行われる予定)までは、当面加盟国の引出限度は上記算定方式による額の35%とする。

(注1) 加盟国の1972年中の石油および同製品のネット輸入量×73年10月1日から74年1月1日までの石油価格上昇幅(5.5ドル/バレル)。

(注2) 輸出分散値は、輸出の変動が大きい国に対しその影響を考慮したもので、1955～71年間におけるその国の輸出額のすう勢線からの平均的な乖離幅に基づいて算出される。

(3) IMF協定第5条義務の免除

加盟国が引出しを行うことにより、ないしは本件以外の引出しを行うことによってIMFの当該加盟国通貨保有が協定第5条3項(a)(iii)(注)の限度額を超えることになる場合には、この条項の遵守義務を免除する。

(注) 第5条 基金との取引

第3項 基金の資金の利用に関する条件

(a) 加盟国は、次の条件に従って、自国通貨と引換えに他の加盟国の通貨を基金から買入れることができる。

(i) 通貨の買入れを希望する加盟国が、この協定の規定に合致する支払をその通貨で行うために、その通貨が現に必要である旨を示すこと。

(ii) 基金が、希望される通貨の基金保有額が不足となっている旨を第7条第3項に基づいて通告していないこと。

(iii) 申し込まれた買入れがゴールド・トランシュの買入れであることまたは申し込まれた買入れにより、基金の買入国通貨保有額が、買入れの日に終わる12ヵ月の間に買入国の割当額の25パーセントを超えて増加せず、また買入国の割当額の200パーセントを超えないこと。

(4) 返済および金利

1. 返済は3年据置き後4年以内に毎四半期均等分割の方式(形式は自国通貨の買戻しとなる)で行うものとする。ただし、引出しを行った加盟国はIMFと協力して国際収支の赤字解消に努力し、引出しの理由となった国際収支問題が克服された場合には速やかに返済するものとする。

2. 引出し国の支払金利は最初の3年間は年率6%とし、その後1年ごとに1%引き上げる。ただし、

通常は7½%で頭打ちとする。なお、IMFの取扱手数料は½%とする。

(5) オイル・ファシリティの原資調達

本ファシリティの原資は、IMF協定第7条2項(i)(注1)に基づく借入れ(注2)により賄うこととする。

なお、本調達資金に対するIMFの借入れ金利は年率7%とし、調達資金の返済方法は原則として借入れの4年目から毎半期8回均等分割返済を行い、7年間に完済するものとする。

(注1) 第7条 不足通貨

第2項 不足通貨の基金保有額を補充する措置

基金は加盟国通貨の保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一方または双方をとることができる。

(i) 加盟国が基金と加盟国との間で協定した条件で基金に自国内通貨を貸し付けることまたは基金が加盟国の承認を得てその通貨を加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、加盟国に提議すること。ただし、加盟国は、基金にこの貸付をする義務または自国内通貨を基金が他の源泉から借り入れることを承認する義務を負わない。

(注2) 6月末現在、資金拠出をコミットしたのは、サウジアラビア、アラブドバイ、クウェート、リビア、ベネズエラ、イラン、カナダ等で、その総額は約30億SDRに達している。

米州諸国

◇金担保借款問題に関する米国財務省の声明

米国財務省は6月12日、11日夜の非公式なG-10蔵相晩餐会での討議に関し次のような声明を発表した。

- (1) 米国財務省は各国蔵相が、国際通貨制度において金の中心的役割を排除するとともに、国際収支上の困難に陥っている国が必要とする場合には金の活用(to be mobilized)を認めるための手続き上の措置(procedural steps)に関して合意するという一対の目的に向かって進展をみせつつあると考える。
- (2) 各国蔵相は、考えられる種々の措置の中で、金が国際的な借入れに対し担保として使用できるであろうという点について原則的に合意(注)した。

(注) 本合意は、すべての貸出の場合におけるように差入れ担保の価値は貸し手が決定するであろうということを前提としている。したがって、上記の借入れは必ずしも市場関連価格で金価値を決定することを想定しているものではないであろう。

◇米国、予算制度改革法案を可決

米国議会は6月21日、予算制度改革法案を可決した(7月12日成立)。概要は次のとおり。

- (1) 政府の会計年度の開始月(現行7月)を10月とし、1977会計年度から実施する。
- (2) 上下両院に予算委員会を新設し、歳出、歳入審議の

一元化を図る(現在は、歳出、歳入関係法案が別々の委員会で審議されている)。

- (3) 議会に予算事務局(a Congressional budget office)を設置し、専門的な助言を行わせる。

なお、同法案による予算作成の手続は、大統領の予算教書(毎年1月、議会開会後15日以内に提出<現行どおり>)をもとに予算委員会が議会に勧告書を提出、議会は9月25日までに最終決定を行うこととされている。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

米国議会は6月26日、同月末に期限の到来する国庫債務臨時限度額(757億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を、明年3月31日までの期限付きで950億ドルに引き上げる法律を可決した。

欧州諸国

◇英国、コートライン社系列の造船16社の国有化を発表

英国政府は、6月26日下院において、造船部門の業績悪化から経営危機に陥ったコートライン社(注)救済のため同社系列の造船および船舶修理会社16社の国有化方針を明らかにし、次いで28日同社との間に国有化に関する合意が成立した旨発表した。

今回の措置は、今次労働党政権下における最初の国有化として注目されているが、先にベン産業相が発表した国家管理対象企業(将来の国有化企業)20社の中にはコートライン社は含まれておらず、労働党が基本方針として掲げている本来の企業国有化政策(国家目的に合致した産業の育成、効率化)とは若干性格を異にしている。

(注) コートライン社は、造船、運輸、地域開発、旅行サービス会社を傘下に持つ英国有数の複合企業。造船部門は受注残高133百万ポンド、従業員約9千人。また旅行部門は今夏すでに約40万人にのぼる旅行予約を抱えており、同社の経営行きづまりによる社会的影響が懸念されていた。

◇フランス、新国際収支・インフレ対策を発表

1. フランス政府は、6月12日の閣議で次のような国際収支・インフレ対策を決定した。

(1) 政策目標

- イ. 物価上昇テンポを本年末までに月率1%以下、1年後には月率0.5%以下に引き下げる。
- ロ. 貿易収支の赤字を明年6月までに半減させ、明年末までに解消させる。
- ハ. 名目賃金の上昇率を実質購買力の上昇率が前期比0.5%にとどまるような範囲に抑制する。
- ニ. 雇用水準を確保する。

(2) 政策措置

イ. 税制

(イ) 所得税臨時課税(10月15日徴収)

昨年の納税額の一定割合(5~15%)を追加徴収し、明年6月末にその一部(5%相当額)を払い戻す(本措置に伴う74年の税収増は25億フラン、75年の歳出増は10億フラン)。

税率は以下のとおり。

納税額 2千以上 5千フラン未満	5%
〳 5千 〳 10千	10%
〳 10千フラン以上	15%

(ロ) 法人税臨時課税(9月15日までに徴収)

昨年の納税額の18%を追加徴収(最低限3千フラン)する(本措置に伴う74年の税収増は50億フラン)。

(ハ) 本年7月から明年6月までに実施される設備投資の特別償却率引下げ(本措置に伴う74年の税収増は10億フラン)。

(ニ) 不動産売買益に対する10%の特別課税(10月15日以降徴収)。

(ホ) インフレーションに伴う超過利潤に対する課税(実施細目は検討中)。

ロ. 予算

(イ) 本年度歳出を10億フラン削減。

(ロ) 75年度予算は均衡予算とし、歳出の伸びはGNP名目成長率並みとする。

(ハ) インフレによる自然増収を凍結してフランス銀行からの借入れ返済に充当する(とりあえず7月に借入額135億フランのうち35億フランを返済)。

ハ. 金融政策

(イ) 預金金利の引上げ(別項参照)

(ロ) 貸出準備率制度の運用強化(〳)

ニ. 価格政策

(イ) 企業に対し、現行価格契約制度の遵守状況等に関する報告義務を強化する。

(ロ) 販売マージンの圧縮を要請する。

(ハ) 家賃については、7月1日以降建築関係物価指数の上昇率を上回る引上げを認めない。

ホ. エネルギー政策

(イ) エネルギー関連価格の引上げ(7月1日実施)

ガソリン(+3%)、灯油(+3.5%)等石油製品のほか、電力(平均+5%)、石炭(平均+5%)、ガス(平均+10%)の価格を引き上げる。

(ロ) 政府、地方公共団体の石油消費量の20%削減(ただし、学校、医療機関を除く)

(ハ) 暖房用燃料の輸入制限

2. フランス経済は内外需要が依然として根強く、雇用水準も比較的高いなかで、依然物価の高騰、貿易収支の赤字傾向といった内外不均衡に悩んでいる。今回の措置が打ち出された背景にはこうした景気に対する現状認識があるとみられるが、このほか西ドイツをはじめとするEC諸国との経済政策協調の必要性がより強く意識されはじめたことも影響しているとみられる。また今回措置の特色は、経済成長、失業回避を最優先とする従来の政府の基本方針がやや後退し、設備に対する特別償却率引下げ等設備投資に対しても抑制色が強まったことといえる。もっとも、本措置には即効性のある直接的なインフレ抑制手段が盛り込まれていないうえ議会承認を要する措置(税制、予算措置等)も多いだけに、その効果が顕現するまでには相当期間を要するとみられている。

◇フランス銀行、引締め政策を強化

1. フランス銀行は政府の新国際収支・インフレ対策に呼応して、6月14、16日に準備預金制度の手直しを行ったほか、6月20日には公定歩合を2.0%引き上げ13.0%にするなど、あいついで引締め措置の強化を実施した。

措置の概要は次のとおり。

(1) 準備預金制度の手直し

イ. 預金準備率(6月21日の計算期間から実施、カッコ内は旧レート)

要求払預金 17% (16%)

定期性預金 6% (7%)

ロ. 貸出準備率

増加額準備率(6月21日の計算期間から実施、カッコ内は旧レート)

0% (33%)

貸出準備率高率適用制度

本年7月末の基準貸出増加率を前年比+13%とし、貸出残高増加率が基準貸出増加率を超過した場合の追加準備率を次のように引き上げる。

追加準備率は下記①および②の合計に貸出残高増加率が基準増加率を上回るパーセント・ポイントを乗じて得られた率とする。

①固定部分 0.3%

②割増部分 貸出残高増加率が基準増加率を0.1%上回るごとに0.015%(従来0.01%)

(2) 公定歩合の引上げ(6月20日から実施、カッコ内は旧レート)

基準割引歩合 13.0% (11.0%)

証券担保貸付	12.5~14.5%(注)	(12.5%)
輸出関係手形		
短期(18か月以下)	13.0%	(11.0%)
中期(18か月超)		
EC諸国向け	13.0%	(11.0%)
その他諸国向け	4.5%	(4.5%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%	(4.0%)

(注) 個人取引先については据置き、銀行等その他取引先については2.0%引上げ。

2. 準備預金制度のうち、預金準備率の手直しは、預金金利引上げ等の貯蓄奨励策実施に呼応したものであり、また貸出準備率のうち増加額準備率の停止は、高率適用制度が実質的に貸出抑制の役割を果たしており、しかも貸出増加額にかかる所要準備が5億フランと比較的少ない(高率適用制度にかかる所要準備は95億フラン)という実情に即して行われたものである。また追加準備率の引上げは貸出抑制を一段と強化することをねらいとしたものである。

一方、公定歩合の引上げについては、1971年にフランス銀行の資金供給ルートが貸出からオペレーションに移行して以来実質的な意味はなくなっているが、政府の新しい国際収支・インフレ対策に沿って金融面からもインフレ抑制に対する一段と厳しい姿勢を表明したもので、その心理的效果をねらいとしたものである。

◇国家信用理事会、預金金利の付利最高限度を引上げ

国家信用理事会は6月14日、政府の新しい国際収支・インフレ対策決定のあとを受けて、銀行預金に関する付利最高限度を本年下期(7月1日~12月31日)に限り以下のとおり改訂した(カッコ内は旧レート)。

通帳預金	5.75%	(5.25%)(注)
------	-------	------------

(ただし1.50%の特別割増金つき)

定期性預金(金額100千フラン以下、期間1年以内)

定期預金

1か月以上2か月未満	3%	(2.5%)
2" 3"	4%	(3%)
3" 6"	5%	(3.5%)
6" 1年未満	6.75%	(4.75%)
1年	6.75%	(5.5%)

預金証書

6か月以上1年未満	6.75%	(4.75%)
1年	6.75%	(5.5%)

(注) 特別割増金は、本年7~12月の平残のうち1~6月の平残を上回る部分に対して付される。ただし、支払対象預金は本年5月31日以前に開設された通帳預金に限られる。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

パリ国民銀行は6月17日、短期貸出金利の6%引上げを決定(即日実施)、他行もこれに追随した。この結果、短期貸出基準金利は12.40%(商手割引11.80→12.80%、当座貸越13.45→14.45%)と既往最高を更新した。

今回の引上げは、最近における金融市場金利の高水準持続に加え、貸出準備率高率適用制度の強化(6月21日以降実施)および預金金利引上げ(7月1日以降実施)などの措置が実施されたことに対処して採られたものである。

◇フランス銀行の総裁交替

政府は6月12日、ウォルムセル・フランス銀行総裁の辞表を受領し、後任としてベルナル・クラピエ氏を任命した。

クラピエ新総裁は、1913年11月9日生まれ、理工科大学を卒業後大蔵省に入りロベール・シューマン氏(蔵相、首相、外相を歴任)の官房長、大蔵省対外経済局長を経て、1963~72年にはフランス銀行副総裁、72年以降はCrédit National 総裁に就任していた。

新総裁は早くから欧州主義者として知られ、欧州通貨経済統合の進展に果たした役割は高く評価されている。とくに通貨同盟実現の具体的なスケジュールを提案したウェルナー報告(70年10月)の作成に携わったことは同氏の大きな業績のひとつに数えられている。

なお、1969年4月8日以来5年余にわたって総裁を勤めたウォルムセル氏には名誉総裁(Gouverneur honoraire de la Banque de France)の称号が贈られた。

◇スイス、準備預金積立義務を緩和

スイス国民銀行は6月21日、本年4月5日の準備預金積立義務の再緩和に続き、さらに12%の積立義務を6月積立分(6月25日積立開始)から免除することを決定した(この結果、従来分と合わせて67%の積立免除となる)。

今回の措置は、国内金融市場の恒常的なひっ迫が依然解消しておらず、このままでは月末にかなりの資金不足が見込まれるところからこれに対処して実施されたものであり、物価の騰勢に落ち着きが見られない状況下、引締め姿勢の変更を意味するものとはみられない。

◇アイスランド、輸入預託金制度を導入

アイスランド政府は5月17日、主要な原燃料、食料品を除く輸入物資につき、その輸入価額の25%を輸入預託金としてアイスランド中央銀行特別勘定に積み立てる(無利息、90日間)ことを輸入業者に義務づけることと

し、5月20日以降9月30日までの間実施する旨決定した。

本措置につき政府当局は、「先高を見越した消費財、投資財の輸入増大を抑制するとともに、民間における過剰流動性の吸収をねらいとしたもの」と説明している。

◇南アフリカ、ラントの対米ドル中心レートを切上げ

南アフリカ政府は6月21日、6月24日以降当分の間ラントの対米ドル中心レートを従来の1ラント当り1.49米ドルから1.50米ドルに改め、米ドル売買の上下限レートをそれぞれ1ラント当り1.5037米ドル、1.4962米ドルとするとともに、今後は諸通貨に対する平均実効為替相場をある程度考慮して、適宜対米ドル中心レートを調整する managed floating へ移行する旨発表した。

今回の措置につき Diederichs 蔵相は、「最近の不安定な国際通貨情勢に対処するためのもの」とコメントしている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1974年第1四半期の国民総生産を発表

韓国銀行は、このほど74年第1四半期(1～3月)の国民総生産(暫定計数)を発表した。これによると、実質GNPは前年同期比18.5%増と引き続ききわめて高い伸びを示した。これは、鉱工業部門が、製鉄、造船等大型工場の稼働本格化もあって拡大を持続したことによる面が大きいが、支出面からみると、こうした高い伸びを支え

韓国の国民総生産

(前年または前年同期比増減(%)率・%)

項	目	1972年	1973年	1974年第1四半期
G	総額	7.0	16.9	18.5
	農林水産業	1.7	5.3	8.4
	鉱工業	15.0	30.9	33.9
	うち製造業	15.7	31.4	34.6
	建設業および社会間接資本	5.9	22.3	17.1
	その他	5.8	12.8	8.5
G	個人消費支出	7.0	9.7	7.2
	政府の財貨・サービス経常購入	4.4	4.6	5.0
	総投資	△ 10.8	41.1	233.4
	うち国内総固定資本形成	△ 3.2	32.3	13.2
E	財貨および用役の輸出(控除)財貨および用役の輸入	40.1	63.1	19.8
		3.6	42.5	16.9

(注) 1970年不変価格による。

ているのはもっぱら意図せざる製品在庫の急増であり、最終需要をみると輸出の伸びが急激に落ち込んでいるほか、国内総固定資本形成も企業の投資意欲減退により伸び悩みが目だつ。

このため先行きについては、製品の在庫調整かたがた日米両国の景気スローダウンに伴う輸出の増勢鈍化から景気の落込みは避けられないとみる向きもある。

◇香港、対米繊維輸出新協定を締結

1. 香港政府は、このほどガットの多国間繊維取決め(注1)(Arrangement Regarding International Trade in Textiles)に基づき米国政府との間で繊維輸出新協定を締結した旨発表した。その骨子次のとおり。

- (1) 期間……本年10月1日から向こう3年間
- (2) 年間伸び率……6%
- (3) クォータ……初年度は織物換算835百万平方ヤード(現行協定(注2)の同792百万平方ヤード比5.4%増)、最終年度同943百万平方ヤード。これを糸・織物、衣類、その他二次製品、毛製品の4グループに分けて設定(具体的な数量は不明)。

なお、グループ間ソフト等細目は明らかにされていないが、異種繊維を包括した一本協定となるため異種繊維間の融通がかなり弾力的となるほか、年間クォータの融通についても、次年度への繰延べのみならず新たに次年度分の先食いが認められる模様。

(注1) 従来の国際綿製品長期取決めを包括するかたちで昨年12月ガットにおいて合意をみたもので、主な内容は次のとおり。

- (1) 伸び率6%、有効期間4年。
- (2) 対象範囲は綿、毛、化繊。ただし、ステープル、フィラメント等は原則として除外。
- (3) 既存の一方的輸入制限は3年以内に撤廃するか、2国間協定におきかえなくてはならない。

既存の2国間協定は新取決めの基準に照らして1年以内に修正または廃止しなくてはならない。

(注2) 現行の対米繊維輸出協定は、綿製品協定(63年11月)および化繊、毛についての5ヵ年協定(71年10月)がある。それぞれのクォータ年間伸び率は、綿7.1%、化繊7.5%、毛1%。今回の新協定実施(10月1日)とともに現行協定は失効する。

2. 本協定に対し、同地繊維業界(地場輸出に占める繊維品のシェア38%、繊維品輸出に占める対米シェア31%)は数量的には物足りないとしつつも、異種繊維間、グループ間のソフトが弾力的となる点を評価、おおむね歓迎している。しかし、昨年来の香港製品の競争力低下を主因に対米輸出が伸び悩み、現行クォータでさえ消化しきれていない現状から、当面実質的にはあまり意味がないとみる向きも少なくない。

◇フィリピンのスタンドバイ・クレジット取入れ状況

1. フィリピン中央銀行は、本年3月から5月にかけて

次のとおり外銀シンジケート団との間で、総額 6.5 億ドルに上るスタンドバイ・クレジットの取入れ契約を行った。

借入れ先	調印日	金額	
米国市銀中心の借款団	3月21日	1.5億ドル	
欧州	〃	31日	2.0
日本	〃	4月10日	1.5
欧米、アジアの金融機関	〃	5月27日	1.5
計		6.5	

2. 同国では、コブラ、銅、木材等の主要輸出品の市況が本年半以降軟化傾向をたどる反面、工業開発の進展に伴う原材料等輸入需要の増大、石油、工業製品の価格高騰などから貿易収支の悪化が避けられないとの見方が強まっており、国際収支の悪化を未然に防ぐ見地から上記借入れを行ったものである。なお、リカロス中央銀行総裁は3月末、①74年の石油輸入代金が7.5億ドル(73年2.1億ドル)に急増する見込みであること、②輸入制限等のデフレ政策は需要減退、成長鈍化を招くため望ましくない、③為替レート切下げも重要物資の輸入価格上昇がインフレの大きな要因となっているから実施しえない、などの発言を行っている。

◇シンガポール、貸出増加額規制を緩和

1. シンガポール金融管理庁は6月11日、商業銀行等に対する貸出増加額の規制を次のとおり緩和する旨を発表した。

- (1) 本年3月に定めた規制額(74年末貸出残高を72年末残高の180%以内)に、73年末貸出残高の10%相当額ないし100万シンガポール・ドルのいずれか多い方を加算した額を新しい規制額とする。
 - (2) 貸出優先部門として従来の製造業、貿易業、運輸・通信業および倉庫業の4業種に、新たに建設業を加える。
2. 本措置がとられた背景としては、①厳しい引締め措置により昨秋来金融がかなりひっ迫し(マネー・サプライの前年同期比増加率、73年第3四半期18.7%→74年第1四半期7.0%)、これを主因に工業生産の伸びが急速に鈍化(73年第2四半期、前年同期比+17.6%→74年第1四半期同+4.8%)、加えて建設部門も不振に陥っていることから、政府発表の成長目標(10%)を達成するためには引締めをある程度緩和する必要があること、②財界を中心に、早期引締め緩和を望む声が極度に強まっていたこと、などがあげられる。

◇パキスタン、1974年度予算案を発表

パキスタン政府は6月8日、1974年度(74年7月～75年6月)予算案を議会に提出した。ハッサン蔵相は本予算案編成にあたり、①停滞が目だつ民間企業の設備投資の促進(投資税額控除制度の導入)、②輸出の拡大(輸出税率の引下げ)、③基礎的物資(肥料、鉄鋼、石油等)の輸入代替化の推進とこれによる輸入インフレの防圧(政府開発投資の大幅拡大)、④物価上昇の被害者である低所得層の救済(インフレ手当の増額、所得税非課税限度の引上げ)、などを本年度の重点施策とした旨表明した。本予算案の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面……支払い繰延べによる対外債務返済の減少、石油・同製品、ガス等の統制価格引上げによる価格差補給金の削減などから、経常支出は109億ルピーと前年度(修正、以下同じ)並みにとどめられているが、開発支出が前年度比39%もの増額をみているため、歳出総額は同28%の急拡大をみている。
- (2) 歳入面……輸出税率の引下げ(デシム綿30→20%等)による輸出拡大期待から関税は前年度比4割増と見込まれるが、その他諸税が所得税、法人税の政策減税もあって小幅な伸びにとどまるため、歳入総額は前年度比9%増と歳出の伸びを大きく下回っている。
- (3) 収支じり……前年度を上回る大幅赤字となっており、新規外国援助、国内借入れ(新規国債発行、中央銀行による政府短期証券の引受け)などに大幅に依存するかたちとなっている。

パキスタンの1974年度予算案

(単位・億ルピー)

		1973年度 (修正後)	1974年度	前年度比
歳 入	所 得 ・ 法 人 税	12	12	—
	関 税	39	54	39
	消 費 税	28	30	7
	そ の 他 と も 計	106	126	19
歳 出	軍 事 費	47	56	19
	債 務 返 済	27	26	△ 4
	開 発 支 出	61	85	39
	そ の 他 と も 計	171	218	28
差 引 き 不 足 額		65	92	42
外 国 援 助		44	56	27
国 内 調 達		21	36	71
(うち 新規国債発行、 TB中央銀行引受け)		(—) (12)	(8) (14)	(皆増) (17)

◇豪州、支払準備率および外貨借入預託金率を引下げ

豪州準備銀行は、6月13日、20日の2度にわたり商業銀行の支払準備率(Statutory Reserve Deposit Ratio)の各0.75%引下げ(9.0→7.5%)を実施、これに続き政府は同24日、外貨借入にかかる預託金率(注)を従来の33.3%から25%に引き下げ、即日実施した。

これら措置の背景としては、

①昨年来の金融引締め強化などにより金融タイト化の傾向がしたいに強まっているが、納税期(6月末)入りとともに企業の資金繰りが急激にひっ迫化してきたこと、②羊毛市況軟化等による輸出伸び悩み、価格高騰を映じた輸入増大から国際収支が悪化(外貨準備残高、73年末61億ドル→4月末56億ドル)していること、などが指摘される。なお政府、準備銀行はこれら一連の措置発表に際し、いずれも一時的な緩和措置であり、これにより金融政策のスタンスが変わったわけではない旨強調している。

(注) 外資流入抑制の見地から72年12月に新設された制度で、2年超の海外借入れにつきその借入れ期間中、借入額の一定率を無利子で準備銀行に預託させるもの。

共産圏諸国

◇コメコン諸国、原料開発協力協定に調印

4月25日開催されたコメコン執行委員会において、ソ連国内での原料資源開発につき東欧諸国の参加協力を定めた協定が調印された。その主要内容は次のとおり。

- (1) 開発時期…76～80年間の次期5ヵ年計画期間
- (2) 当事国…ソ連と東欧6ヵ国
- (3) 開発対象事業…シベリアにおける製鉄原料と各種鉄合金の生産
- (4) 開発方法…東欧諸国から機械設備、建設組立材料、技術を供給
- (5) 生産物分与…製鉄原料および鉄合金を東欧諸国へ配分

以上のようにシベリア開発へ東欧諸国が参加することは、ソ連にとってこれら諸国のすぐれた技術(とくに東ドイツ、チェコ、ポーランド)を利用できるメリットがあるが、そのほか従来の資源供給に加え、開発協力を発展させることにより対東欧関係の緊密化をねらったものとみられる。

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

	1972年末	1973年末		1972年末	1973年末
現金・預け金 (うち預け金)	1,160 (1,150)	1,159 (1,144)	資本金・準備金 (うち払込済み資本金)	136 (120)	145 (120)
貸出	1,080	1,630	預金勘定 (うち定期預金)	1,885 (1,659)	2,404 (1,942)
その他資産	6	7	借入金	195	197
			その他負債	16	33
			純益金	14	17
合計	2,246	2,796	合計	2,246	2,796

◇コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行は、このほど1973年度営業報告書を発表した(エコノミーチェスカヤ・ガゼータ紙、1974年5月第22号)。その要点は次のとおりで、同行の業容は引き続き拡大をみている。

- (1) 振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、域内貿易の拡大を映じて474億振替ルーブルと前年比10%増加した。
- (2) 加盟国公認銀行への振替ルーブルによる貸出は、年末残高で1,291百万振替ルーブルと前年末比61.8%(72年27.4%増)増大した。また交換可能通貨による貸出も、コメコン諸国における西側からの資本財輸入の増大、新技術の導入促進を映じて引き続き伸びた(前年末比20.2%増)。
- (3) 預金は、振替ルーブルによる預金増を映じて年末残高で2,404百万振替ルーブルと前年末比27.5%伸びた。うち、交換可能通貨による預金残は14億振替ルーブルと前年末比3.4%増(72年末は前年末比2.2倍)にすぎなかった(これはユーロ・ダラーの取入れを手控えたためとみられる)。

◇ソ連、短期貸出金利を引上げ

ソ連「フィナンシー」誌5月号によれば、ソ連邦国立銀行の短期貸出金利の一部が次のとおり(判明しているものだけ)引き上げられ、本年1月1日以降実施された(単位・年利%)。

	新	旧
製品・資材の代金支払いおよび相互間債務相殺のための貸出	4	2
ただし、貸出期間が30日を超える場合(新設)	7	
信用状開設のための貸出	4	2
不必要な余剰在庫に対する貸出	8	7

(注) 上記金利は農業、建設業および商業には適用されない。

ハ. 投資……以上の諸目標を達成するため前年比6.5%増にあたる13.3億トッグリク(4億ドル相当)の投

資を畜産部門を中心に行う。